

「土壌環境保全士」登録更新手続きの変更についてのQ&A

Q（質問の概要）	A（質問に対するご回答）
<p>Q1. 「土壌環境保全士」の登録更新手続きがどのように変わるのですか。</p>	<p>A1. 「土壌環境保全士」資格は、資格取得時の能力の維持・向上をはかるため、3年ごとに登録更新が必要です。これまでは資格を引続き保持することを希望される方は、全ての方が「土壌環境保全士リフレッシュ講習会」を受講する必要がありました。</p> <p>平成27年度からは、リフレッシュ講習会の受講以外に、新たに「レポート等提出による登録更新申請制度」を設けることとなりました。したがって、平成27年度からは資格を引続き保持することを希望される方は、①リフレッシュ講習会の受講、または、②レポート等提出による登録更新申請のいずれかの方法を選択することが可能となります。</p>
<p>Q2. 「①リフレッシュ講習会の受講」と「②レポート等提出による登録更新申請」はどのような違いがあるのですか。</p>	<p>A2. 「①リフレッシュ講習会の受講」を希望される方は、従来どおり1日間のリフレッシュ講習を受講していただければ、登録の有効期間が有効期限の翌日から3年間延長されます。</p> <p>また、「②レポート等提出による登録更新申請」を希望される方は、「普通救命講習または上級救命講習の修了証のコピー」および、「センターが指定するテーマに基づくレポート」をセンターに提出していただければ、登録の有効期間が同様に延長されます。</p>
<p>Q3. 「土壌環境保全士」の登録更新手続きは、いつから変更になるのですか。</p>	<p>A3. 平成27年度から「土壌環境保全士」の登録更新手続きが変更になります。</p> <p>平成27年度の第1回目の『「土壌環境保全士」登録更新受付のご案内』は、平成27年2月2日～4月22日の期間、センターホームページに掲載する予定です。</p> <p>また、平成27年度の第1回目の『「土壌環境</p>

	<p>保全士」登録更新受付開始のご案内」は、平成27年4月22日～5月22日の期間、センターホームページに掲載する予定です。この期間内に、①リフレッシュ講習会の受講、または、②レポート等提出による登録更新申請のいずれかの方法を選択していただくこととなります。</p>
<p>Q4. 『「土壌環境保全士」の登録更新』は、年に何回あるのですか。</p>	<p>A4. 「土壌環境保全士」の登録更新は、年に3回行う予定にしております。</p> <p>『「土壌環境保全士」登録更新受付のご案内』は、毎年2月、6月、10月の3回を予定しています。</p> <p>また、『「土壌環境保全士」登録更新受付開始のご案内』は、毎年5月、8月、1月（翌年）の3回を予定しています。</p>
<p>Q5. どのような条件の人が『「土壌環境保全士」の登録更新』の対象となるのでしょうか。</p>	<p>A5. ①『「土壌環境保全士」登録更新受付のご案内』の公示日の約6ヶ月後に保全士資格の有効期限を迎える方、②資格停止中の方、③海外勤務、産休等の理由で該当する登録更新を行えない旨、事前に届出があった方が対象となりますが、『「土壌環境保全士」資格更新受付のご案内』を公示する時に対象となる認定証登録番号を掲示いたします。</p> <p>また、『「土壌環境保全士」登録更新受付のご案内』の公示を行う際に、対象者には登録してあるメールアドレス宛てにメールでご案内いたします。</p>
<p>Q6. 自分の保全士資格の有効期限をどのようにしたら確認できますか。</p>	<p>A6. ①「ご自身の認定証カードに記載されている有効期限を確認する。」あるいは、②「土壌環境センターホームページの『資格者サポート』にログインして確認する。」のいずれかの方法で確認できます。</p> <p>保全士資格の有効期限は、3月31日、7月31日、11月30日の毎年3種類の期限があります。</p>

<p>Q7. 「レポート等提出による登録更新申請」に必要な書類はどのようなものですか。</p>	<p>A7. 下記の2種類の書類をセンターに提出する必要があります。</p> <p>①「土壌環境保全士」レポート等提出による登録更新申請指示書（レポート等提出による登録更新申請受付時に自動返信されたE-Mailをプリントアウトしたもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請費用の振込控えのコピーを貼付してください。 ・普通救命講習または上級救命講習の修了証のコピー（保全士資格有効期限日の3年以内に交付されたものの写し）を貼付してください。 <p>②センターが指定するテーマに基づくレポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レポートは、800字以上1,200字以内にまとめてください。 <p>※）レポート用紙はセンターホームページ＞土壌環境保全士＞「土壌環境保全士」登録制度についての画面の【様式第14】をダウンロードしてお使いください。</p> <p>※）土壌環境保全士としてふさわしくない内容の場合、または、盗用等の疑いがある場合は、レポートの再提出を求められることがあります。</p>
<p>Q8. 「レポート等提出による登録更新申請」に必要な書類の提出期限はいつまでですか。</p>	<p>A8. レポート等提出による登録更新受付開始から受付期間1ヶ月の間に郵送されたもので、受付最終日までの消印があるものが有効です。</p> <p>レポート等提出による登録更新受付は、『「土壌環境保全士」登録更新受付のご案内』の公示の約3ヶ月後に開始します。</p> <p>「レポート等提出による登録更新申請受付期間」と「レポート等提出による登録更新申請書類の提出受付期間」は、同期間となっております。</p>

	ります。申請に必要な書類は予め準備をしておいてください。
Q9. 「普通救命講習」または「上級救命講習」はどこで受けられるのですか。	A9. 「普通救命講習」または「上級救命講習」は、各市町村の消防本部（または消防局）が指導し認定する公的資格の一つです。受講の詳細な開催日程は各本部によって異なるため、管轄の消防署に問い合わせてご確認ください。
Q10. 「普通救命講習」または「上級救命講習」はいつ受けてもよいのですか。	A10. 保全士資格有効期限日の3年以内に受けたものであればいつでも結構です。
Q11. レポートは所定の用紙にワープロで作成して印刷したものをそのまま提出するのですか。所定の用紙を印刷したものに手書きをしたものを提出してもよいですか。または、別のレポート用紙に作成したものを所定の用紙に貼付けて提出してもよいですか。	A11. 所定の用紙にワープロで作成したもの、または、所定の用紙に手書きで作成したもの、どちらの形で提出していただいても結構です。別のレポート用紙に作成したものを所定の用紙に貼付けて提出する場合には、文字数がわかる用紙で作成をお願いいたします。また、いずれの場合にも、「保全士認定証登録番号」、「氏名」を忘れずに記載してください。
Q12. 所定の用紙を印刷したものに手書きをしたものを提出する場合、筆記具は何を使用してもよいのですか。	A12. 鉛筆、シャープペンシル、ボールペン、万年筆をご使用ください。
Q13. 当初「レポート等提出による登録更新申請」を申し込んでいたが、途中で「リフレッシュ講習会の受講」に申し込みを変更することは可能ですか。また、逆の場合も可能ですか。	A13. 原則、センターに事前に変更のご連絡をいただければ、変更を認めますが、ご連絡をいただいた時に既に募集期間を終了するか、講習会の定員に達していた場合には、変更できません。また、逆の場合も同様に、ご連絡をいただいた時に既にレポート等提出による登録申請受付期間を終了していた場合には、変更できません。
Q14. 保全士資格の有効期限内に登録更新ができなかった場合には、保全士の資格はどのようなになるのでしょうか。	A14. 資格の有効期限内に登録更新（①リフレッシュ講習の受講、または、②レポート等の提出による登録更新申請）を行わないと、資格が一時停止となります。なお、 猶予期間（次回もしくは次々回可） が設けられていますが、それ以後は資格が失効します。再度の資格取得には、土壌環境保全士講習（全日程）の受

	講、及び認定試験の合格が必要になりますのでご了承下さい。
<p>Q15. 保全士資格の登録更新（リフレッシュ講習の受講、または、レポート等の提出による登録更新申請）の申込みを行い、費用を振込んでしまったが、都合により登録更新ができなくなった場合、入金した費用は返金してもらえますか。</p>	<p>A15. 一旦入金された受講料・申請費用等は返還いたしませんので、ご了承下さい。 事前に連絡をされて登録更新をキャンセルされた方（受講料・申請費用等納入済み）で、次回の登録更新を希望される方は、猶予期間内であれば、次回に限り、無料で登録更新を認めます。</p>